

# 盛岡市介護職員奨学金返還支援補助制度の運用について

---

盛岡市保健福祉部介護保険課

令和8年9月



# 1 目的

○市内の介護事業所では介護職員等の確保ができないなど、介護人材の不足が課題となっています。

○市内の介護事業所における介護人材の確保・定着を図るための取組の一環として、市内の介護事業所に勤務する職員のうち在学中に奨学金を借り入れた職員に対し、奨学金の返還に要した費用の一部を補助します。

## 2 補助対象者

- (1) 市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務する職員であること。
- (2) 人員基準に基づく職員であること。（調理員、事務員、法人本部職員等を除く）
- (3) (1)の事業所を運営する法人に採用され、正規、非正規にかかわらず勤務形態が常勤であること。
- (4) 令和9年3月31日時点で市内の介護事業所に雇用されていること。
- (5) 返還する奨学金の種類は以下のいずれかであること。また、本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| 日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会、岩手育英奨学会奨学金、その他市長が対象と認める奨学金 |
|-----------------------------------------------------------|

- (6) 就業を継続する意思があること。
- (7) 他の補助制度を受けて返還していないこと。

## 2 補助対象者

(1)市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務する職員であること。

介護保険サービス事業所とは、次のサービス提供を行っている事業所をいいます。**有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、法人本部等は対象となりません。**

- ・ 訪問介護
- ・ （介護予防）訪問入浴介護
- ・ （介護予防）訪問看護
- ・ （介護予防）訪問リハビリテーション
- ・ 通所介護
- ・ （介護予防）短期入所生活介護
- ・ （介護予防）短期入所療養介護
- ・ （介護予防）通所リハビリテーション
- ・ （介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・ （介護予防）福祉用具貸与
- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護

- ・ 地域密着型通所介護
- ・ （介護予防）認知症対応型通所介護
- ・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 地域包括支援センター（盛岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱で規定するランチ型地域包括支援センターを含む）

## 2 補助対象者

(2) 人員基準に基づく職員であること。（調理員、事務員、法人本部職員等を除く）

令和7年度以降の新規申請においては、補助対象を人員基準に基づく職員に限定しており、**調理員、事務員、法人本部職員等は補助対象外**としています。

令和6年度以前に当該補助金の交付決定を受けていた職員については、引き続き補助対象としています。

市内の介護事業所では、介護人材の不足が課題となっていることから、介護人材の確保及び定着を目的として、介護福祉士・看護師など、直接介護保険サービスを提供する職員を対象とするものです。

## 2 補助対象者

(3) (1)の事業所を運営する法人に採用され、正規、非正規にかかわらず勤務形態が常勤であること。

【勤務形態が常勤であることの条件】

- ・ 期間の定めのない労働契約（もしくは1年以上の期間の労働契約）を結んでいる。
- ・ 週30時間以上常態的に勤務している。

雇用されている法人の代表者名で就業証明書の提出を受け、確認します。

## 2 補助対象者

(4) 令和9年3月31日時点で市内の介護事業所に雇用されていること。

- ・新規採用者であるか従前からの勤務者であるかは、問いません。
- ・介護職員以外の方（調理員、事務員、法人本部職員を除く人員基準に基づく職員）も対象になります。
- ・年度途中で離職し、市外の事業所に転勤、転職した場合は補助の対象外となりますが、盛岡市内の介護保険サービス事業所に転職した場合は、補助を受けることができます。

## 2 補助対象者

(5) 返還する奨学金の種類は以下のいずれかであること。また、本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。

- ・ 日本学生支援機構奨学金
- ・ 交通遺児育英会奨学金
- ・ あしなが育英会奨学金
- ・ 岩手育英奨学会奨学金
- ・ その他、市長が対象と認める奨学金(※)

※本人が借り受け、本人が返還している奨学金であれば、対象となる場合がありますので、申請してください。

親名義で借りている教育ローン等は、対象外です。

## 2 補助対象者

(6) 就業を継続する意思があること。

介護職員等の定着を目的の一つとしていますので、申請時点で、市内の介護保険サービス事業所に継続して就業する意思があることを要件の一つとしています。

### 3 補助を受けられなくなる場合

次に該当する場合は、補助を受けることができなくなります。

- ・雇用主との雇用契約が解除された場合
- ・引き続き同じ雇用主に雇用されているが、勤務場所が市外の介護事業所となった場合
- ・常勤でなくなった場合や、異動等により、介護事業所以外に従事することとなった場合

ただし、長期休業（産前産後休業、介護休業、育児休業等）で雇用契約が継続されている場合は、補助を継続します。

就業の形態が変わった場合など、資格が継続するか不明な場合はお早めにお問い合わせください。

## 4 補助対象期間

令和8年度において、交付要件を満たしている月に返還した奨学金を対象とする。

ただし、補助対象月数は通算60月を上限とし、令和7年度以前に補助の対象となった月数がある場合は、当該月数を含めて通算する。

※年度途中で返還を終えた場合であっても、令和9年3月31日まで就業していることが要件となります。

## 5 補助金額

返還月額の1 / 2以内の額。

ただし1月当たり6,500円（年間78,000円）が上限です。

ボーナス併用などで返還している場合は、月額換算で6,500円までを補助の対象とします。

ただし、交付希望者が多数の場合は、上限額を交付できないことがあります。

### 【補助対象金額の計算例】

|     | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     | 計       |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 返還額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 180,000 |
|     |        |        | 半年賦    |        |        |        |        |        | 半年賦    |        |        |        |         |
|     |        |        | 30,000 |        |        |        |        |        | 30,000 |        |        |        |         |

年間の返還額180,000円÷12=78,000

[illegible]

## 6 本年度のスケジュール（予定）

### (1) 補助金交付希望者の確認受付

補助金の交付を希望する方は、勤務先法人又は事業所へお申し出ください。

法人等で取りまとめを行いますので、希望される方は早めにお申し出ください。

法人等からの回答期限：令和8年10月7日（水）17時30分

(2) 交付申請に関する御案内 令和8年10月から11月頃

(3) 交付申請書受付 令和8年11月頃

(4) 交付決定 令和9年3月まで

(5) 補助事業完了報告及び補助金交付請求

令和9年3月31日まで

(6) 補助金交付 令和9年4月～5月頃